

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約
に関する法律の一部改正のための検討中の条文案

改正案	現行
<p>(損害賠償措置の内容)</p> <p>第七条 損害賠償措置は、次条の規定の適用がある場合を除き、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託であつて、その措置により、一工場若しくは一事業所当たり若しくは一原子力船当たり千二百億円（政令で定める原子炉の運転等については、千二百億円以内で政令で定める金額とする。以下「賠償措置額」という。）を原子力損害の賠償に充てることができるものとして文部科学大臣の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて文部科学大臣の承認を受けたものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第五章 原子力損害賠償紛争審査会</p> <p>第十八条 文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介その他和解の促進に資する事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下この条において「審査会」という。）を置くことができる。</p> <p>2 審査会は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>一 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと。</p> <p>二 原子力損害の賠償に関する紛争の当事者による自主的な紛争解決の促進に資するため、当該紛争に係る原子力損害の範囲の判定の方法その他紛争の当事者に参考となるべき事項に関する一般的な指針を定めること。</p> <p>三 前二号に掲げる事務を行うため必要な原子力損害の調査及び評価を行うこと。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(損害賠償措置の内容)</p> <p>第七条 損害賠償措置は、次条の規定の適用がある場合を除き、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託であつて、その措置により、一工場若しくは一事業所当たり若しくは一原子力船当たり六百億円（政令で定める原子炉の運転等については、六百億円以内で政令で定める金額とする。以下「賠償措置額」という。）を原子力損害の賠償に充てることができるものとして文部科学大臣の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて文部科学大臣の承認を受けたものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第五章 原子力損害賠償紛争審査会</p> <p>(原子力損害賠償紛争審査会)</p> <p>第十八条 文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。</p> <p>2 審査会は、次の各号に掲げる事務を処理する。</p> <p>一 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行なうこと。 (新設)</p> <p>二 前号に掲げる事務を行なうため必要な原子力損害の調査及び評価を行なうこと。</p> <p>3 (略)</p>

(第十条第一項及び第十六条第一項の規定の適用)

第二十条 第十条第一項及び第十六条第一項の規定は、平成三十一年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

第二十四条 第六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十一条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(第十条第一項及び第十六条第一項の規定の適用)

第二十条 第十条第一項及び第十六条第一項の規定は、平成二十一年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

第二十四条 第六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十一条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

○原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第四百十八号）

改正案	現行
<p>(業務の委託)</p> <p>第十八条 政府は、政令で定めるところにより、補償契約に基づく業務の一部を責任保険契約の保険者に委託することができる。</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による委託をしたときは、委託を受けた者の名称その他文部科学省令で定める事項を告示しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>